

高 第 8 6 6 号
平成28年9月15日

各介護療養型医療施設管理者 様
各（予防）短期入所生活介護管理者 様
各通所介護事業所（宿泊サービス）管理者 様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の
体制整備の強化・徹底について（依頼）

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者がなくなるという痛ましい被害があったところであり、介護保険施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、介護保険施設等においては、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

このたび、標記の件について、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべき事項について、平成28年9月9日付け、老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号により、厚生労働省老健局総務課長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長から連名で、別添のとおり通知（以下「本件通知」という。）がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、本件通知の内容を御了知いただくとともに、下記事項に御留意の上、所在地の市町村防災担当課等や介護保険担当課と連携を図り、指導・助言等を受け、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について、今年内を目途に、適切に対応してください。

なお、本件通知別紙の3の対象施設における、別紙の1、2に記載した項目について、今年末時点の状況を把握するため、報告を求める予定である旨申し添えます。（本件通知別紙の項目については、今後、状況により変更する可能性があります。）

記

1 情報の把握及び避難の判断について

- 介護保険施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の公的機関による情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。

- 災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を介護保険施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。
- 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月19日付内閣府策定）において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これらの実施に当たっては、内閣府が作成した別添1「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」も参照すること。
- 特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することからも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。
- 「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、本件通知の別添2「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について（周知依頼）」（平成28年9月2日付事務連絡（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課）を参照願いたい。（県ホームページ：[ホーム](#) > [くらし・福祉・健康](#) > [福祉・子育て](#) > [介護保険](#) > [介護サービス](#) > [介護サービス事業者の方へ](#) > 社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について（通知）参照）

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

- 介護保険施設等は、非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。）を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。
- 非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要であり、本件通知の別添3～5の資料も参考としながら、各介護保険施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

【具体的な項目例】

- ・ 介護保険施設等の立地条件（地形等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）

- ・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
 - ・関係機関との連携体制等
- 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。
 - 避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。
 - 非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。
 - 上記に記載した留意事項は、今般の事案の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知等も踏まえて介護保険施設等における非常災害対策を講じること。
 - 非常災害対策計画策定の参考となる資料として本件通知の別添3～5の資料を添付するので、併せて参考とすること。

問合せ先

千葉県健康福祉部高齢者福祉課介護事業者指導班

Tel 043-223-2834

Mail chibakaigo@mz.pref.chiba.lg.jp

高 第 8 6 6 号
平成28年9月15日

各（予防）通所介護事業所管理者 様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の
体制整備の強化・徹底について（依頼）

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者がなくなるという痛ましい被害があったところであり、介護保険施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、介護保険施設等においては、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

このたび、標記の件について、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべき事項について、通知（以下「本件通知」という。）がありましたので、お知らせします。

（千葉県ホームページ：県ホームページ：ホーム > くらし・福祉・健康 > 福祉・子育て > 介護保険 > 介護サービス > 介護サービス事業者の方へ > 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

<http://www.pref.chiba.lg.jp/hoken/tetsuzuki/kaigo/kaigohoken-s.html> 参照）

つきましては、本件通知の内容を御知いただくとともに、下記事項に御留意の上、所在地の市町村防災担当課等や介護保険担当課と連携を図り、指導・助言等を受け、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について、今年内を目途に、適切に対応してください。

記

1 情報の把握及び避難の判断について

- 介護保険施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の公的機関による情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。
- 災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を介護保険施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。
- 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月19日付内閣府策定）において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の

開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これらの実施に当たっては、内閣府が作成した別添1「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」も参照すること。

- 特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することからも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。
- 「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、本件通知の別添2「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について（周知依頼）」（平成28年9月2日付事務連絡（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課）を参照願いたい。（県ホームページ：[ホーム](#) > [くらし・福祉・健康](#) > [福祉・子育て](#) > [介護保険](#) > [介護サービス](#) > [介護サービス事業者の方へ](#) > 社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について（通知）参照）

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

- 介護保険施設等は、非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。）を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。
- 非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要であり、本件通知の別添3～5の資料も参考としながら、各介護保険施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

【具体的な項目例】

- ・ 介護保険施設等の立地条件（地形等）
 - ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
 - ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
 - ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
 - ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
 - ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
 - ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）
 - ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
 - ・ 関係機関との連携体制等
- 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や

災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

- 避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。
- 非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。
- 上記に記載した留意事項は、今般の事案の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知等も踏まえて介護保険施設等における非常災害対策を講じること。
- 非常災害対策計画策定の参考となる資料として本件通知の別添3～5の資料を添付するので、併せて参考とすること。

問合せ先

千葉県健康福祉部高齢者福祉課介護事業者指導班

Tel 043-223-2834

Mail chibakaigo@mz.pref.chiba.lg.jp